

令和元年 5 月 21 日

## 地域密着型サービス事業所 「アネシス・シャローム」の指定更新について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第 78 条の 2 第 7 項、介護保険法第 115 条の 12 第 5 項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 8 条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

### 協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「アネシス・シャローム」が、令和元年 6 月 1 日に指定有効期間満了となるため、株式会社 佐瀬トータルケアセンター より平成 31 年 3 月 29 日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1 事業所名	アネシス・シャローム
2 事業所の所在地	茨城県守谷市久保ヶ丘二丁目 16 番地 1
3 サービスの種類	地域密着型通所介護
4 指定の更新日	令和元年 6 月 2 日
5 指定の有効期限	令和 7 年 6 月 1 日

- ・ 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「アネシス・シャローム」は、利用定員が 15 名です。書類審査及び現地確認（令和元年 5 月 9 日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。